

笛吹市小口資金融資制度のご案内

【融資（信用保証）内容】

- ◎普通融資 750万円以内
 - ・融資期間
 - 運転資金 5年以内
 - 設備資金 7年以内
- ◎緊急融資 50万円以内
 - ・融資期間 1年以内
- ◎利率
 - 1. 7%（平成31年4月1日現在）

【融資（信用保証）資格】

- ※下記資格をすべて満たすことが必要です。
- ①常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5人）以下の会社又は個人（宿泊業および娯楽業は20人以下）（上記を除く商業・サービス業は5人以下）
 - ②個人…山梨県内に店舗・工場・事業所を有し、笛吹市内に1年以上居住していること。
法人…笛吹市内に1年以上店舗・工場・事業所を有していること。
 - ③1年以上同一の業種を営んでいる会社又は個人
 - ④融資申込み日以前において、納期が到来した市税を完納していること。
 - ⑤外国人登録をしていて事業活動をしている方は、日本国内の在留期限内における融資となります。

【融資（信用保証）のお申込み】

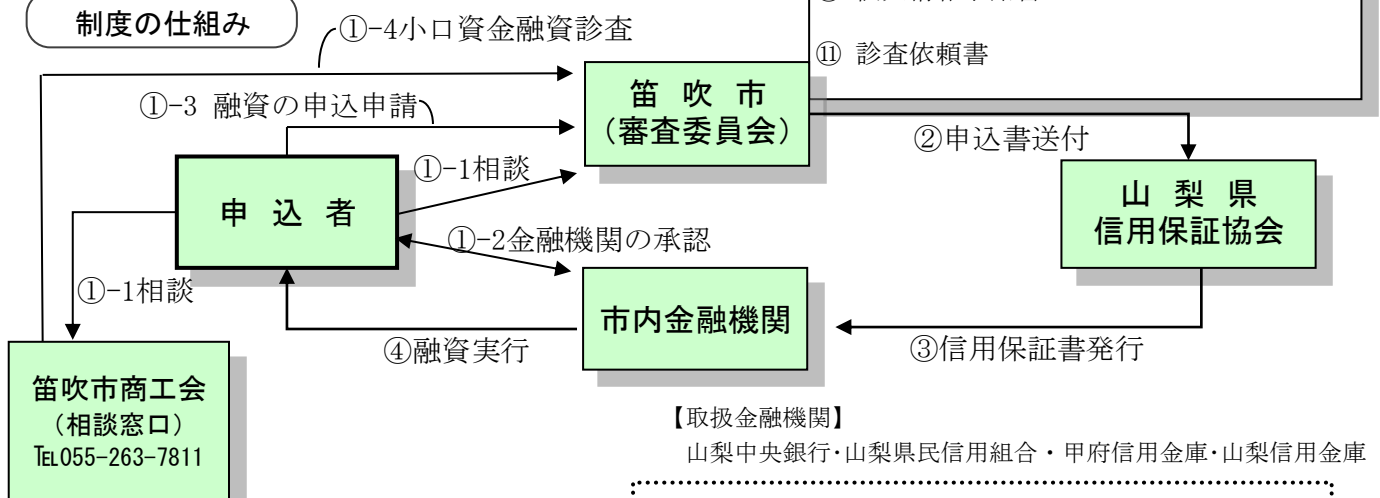
- ① 融資を希望される方は、市または商工会へ融資申込をしてください。
※右の提出書類をご用意ください。
- ② 市では、内容を審査し、適当と認めたときは、金融機関の承認を得て信用保証協会へ書類を送付します。
- ③ 信用保証協会では、内容を審査し承諾したときは、金融機関へ信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき、貸付（融資）を実行します。

※審査結果によっては、融資されない場合もあります。

提出書類

- ① 小口資金融資申込書
- ② 信用保証委託申込書（新様式）
- ③ 印鑑証明書
- ④ 営業登録認可証の写し
※業種によって必要
- ⑤ 商業登記簿謄本（法人のみ）
- ⑥ 定款の写し（法人のみ）
- ⑦ 確定申告書又は決算書の写し（直近3年間）
- ⑧ 完納証明書（納税証明書）
（最新年度及び過去3年間の市税完納証明書）
- ⑨ 設備資金の場合は、契約書又は見積書
- ⑩ 個人情報承諾書
- ⑪ 診査依頼書

制度の仕組み



【取扱金融機関】

山梨中央銀行・山梨県民信用組合・甲府信用金庫・山梨信用金庫

※お気軽にお問い合わせください

笛吹市観光商工課 TEL 055-261-2034
 笛吹市商工会 TEL 055-263-7811

融資・経営・経理・
 税務・労務等の
 相談を受付